

平成 28 年

大和市議会第 4 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第	5 1 号	大和市職員の自己啓発等休業に関する条例について	1
議案第	5 2 号	大和市職員の配偶者同行休業に関する条例について	7
議案第	5 3 号	大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第	5 4 号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第	5 5 号	大和州市税条例の一部を改正する条例について	39
議案第	5 6 号	大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	43
議案第	5 7 号	大和市介護保険条例等の一部を改正する条例について	47
議案第	5 8 号	指定管理者の指定について	49
議案第	5 9 号	指定管理者の指定について	50
議案第	6 0 号	指定管理者の指定について	51
議案第	6 1 号	指定管理者の指定について	52
議案第	6 2 号	指定管理者の指定について	53
議案第	6 3 号	指定管理者の指定について	54
議案第	6 4 号	指定管理者の指定について	55
議案第	6 5 号	指定管理者の指定について	56
議案第	6 6 号	指定管理者の指定について	57
議案第	6 7 号	指定管理者の指定について	58
議案第	6 8 号	指定管理者の指定について	59
議案第	6 9 号	指定管理者の指定について	60
議案第	7 0 号	指定管理者の指定について	61
議案第	7 1 号	指定管理者の指定について	62
議案第	7 2 号	指定管理者の指定について	63

議案第	73号	指定管理者の指定について	64
議案第	74号	指定管理者の指定について	65
議案第	75号	指定管理者の指定について	66
議案第	76号	指定管理者の指定について	67
議案第	77号	指定管理者の指定について	68
議案第	78号	指定管理者の指定について	69
議案第	79号	指定管理者の指定について	70
議案第	80号	指定管理者の指定について	71
議案第	81号	指定管理者の指定について	72
議案第	82号	指定管理者の指定について	73
議案第	83号	指定管理者の指定について	74
議案第	84号	指定管理者の指定について	75
議案第	85号	指定管理者の指定について	76
議案第	86号	指定管理者の指定について	77
議案第	87号	指定管理者の指定について	78
議案第	88号	指定管理者の指定について	79
議案第	89号	指定管理者の指定について	80
議案第	90号	指定管理者の指定について	81
議案第	91号	指定管理者の指定について	82
議案第	92号	指定管理者の指定について	83
議案第	93号	指定管理者の指定について	84
議案第	94号	指定管理者の指定について	85
議案第	95号	指定管理者の指定について	86
議案第	96号	指定管理者の指定について	87
議案第	97号	指定管理者の指定について	88
議案第	98号	指定管理者の指定について	89
議案第	99号	指定管理者の指定について	90
議案第	100号	町の区域の設定及び変更について	91
議案第	101号	工事請負契約の締結について	139
議案第	102号	工事請負契約の締結について	140
議案第	103号	工事請負契約の締結について	141

議案第104号 市道路線の認定について

(以下、議案第122号まで別冊のとおり。)

議案第105号 市道路線の認定について

議案第106号 市道路線の認定について

議案第107号 市道路線の認定について

議案第108号 市道路線の認定について

議案第109号 市道路線の認定について

議案第110号 市道路線の認定について

議案第111号 市道路線の認定について

議案第112号 市道路線の認定について

議案第113号 市道路線の認定について

議案第114号 市道路線の認定について

議案第115号 市道路線の認定について

議案第116号 市道路線の廃止について

議案第117号 市道路線の廃止について

議案第118号 市道路線の認定について

議案第119号 平成28年度大和市一般会計補正予算（第4号）

議案第120号 平成28年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第121号 平成28年度大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第122号 平成28年度大和市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第51号

大和市職員の自己啓発等休業に関する条例について

大和市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めたい必要による。

大和市職員の自己啓発等休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修のうち、規則で定める課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げる教育施設に準ずる教育施設として任命権者が認めるもの

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する奉仕活動であって、同号の奉仕活動に準ずるものとして任命権者が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に

掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号。以下この条において「退職手当条例」という。）第5条の8第1項及び第6条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第5条の8第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に

資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の休業に関する状況

(大和市職員定数条例の一部改正)

3 大和市職員定数条例(昭和27年大和町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員及び消防職員のうち初任教育中の消防吏員」を「次に掲げる職員又は消防吏員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 大和市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年大和市条例第 号)第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(3) 消防職員のうち初任教育中の消防吏員

第3条第2項中「前項ただし書に規定する職員のうち、」を「第1項第3号に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号に規定する職員が職務に復帰した場合は、1年を超えない期間に限り、当該職員を職員の定数に含めないことができる。

議案第52号

大和市職員の配偶者同行休業に関する条例について

大和市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、職員の配偶者同行休業について必要な事項を定めたい必要による。

大和市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（法第26条の5第1項に規定する職員をいう。第9条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であ

ると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号。以下この条において「退職手当条例」という。）第5条の8第1項及び第6条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第5条の8第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

(大和市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

3 大和市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年大和市条例第 号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(大和市職員定数条例の一部改正)

3 大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員及び消防職員のうち初任教育中の消防吏員」を「次に掲げる職員又は消防吏員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 大和市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年大和市条例第 号）

第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(2) 大和市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年大和市条例第 号）

第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(4) 消防職員のうち初任教育中の消防吏員

第3条第2項中「前項ただし書に規定する職員のうち、」を「第1項第4号に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号から第3号までに規定する職員が職務に復帰した場合は、1年を超えない期間に限り、当該職員を職員の定数に含めないことができる。

議案第 53 号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、市議会議員及び市長等常勤の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定したい必要による。

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は平成28年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。

議案第54号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じた本市職員の給与についての改定その他所要の改正を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ア 行政職給料表(1)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	227,900	304,600	359,100	361,800	407,300
2	147,200	229,500	306,900	361,000	364,400	409,700
3	148,300	231,000	309,100	363,000	366,900	412,200
4	149,400	232,600	311,400	364,900	369,500	414,600
5	150,500	234,100	313,500	366,900	371,500	416,500
6	151,900	235,800	315,600	368,800	374,000	418,800
7	153,200	237,300	317,800	370,800	376,300	420,900
8	154,500	238,900	319,900	372,800	378,800	423,100
9	155,800	240,300	322,000	374,300	381,300	425,100
10	157,300	241,800	324,000	376,100	384,000	427,200
11	158,800	243,400	326,100	377,900	386,600	429,300
12	160,400	244,800	328,100	379,500	389,300	431,400
13	161,700	246,300	330,000	381,300	391,700	433,100
14	163,200	247,800	332,100	382,700	394,000	434,900
15	164,700	249,100	334,100	384,200	396,200	436,900
16	166,200	250,500	336,200	385,800	398,600	438,900
17	167,600	252,000	337,700	387,200	400,400	440,800
18	170,300	253,700	339,600	388,400	402,400	442,600
19	172,900	255,400	341,500	389,600	404,300	444,400
20	175,500	257,200	343,400	390,700	406,100	446,100
21	178,200	258,800	345,100	391,800	408,000	447,900
22	179,900	260,600	347,000	393,000	409,800	449,400
23	181,600	262,300	348,900	394,200	411,600	450,800
24	183,300	264,000	350,700	395,300	413,500	452,300
25	184,800	266,000	352,600	396,000	415,300	453,700
26	186,600	267,900	354,400	396,700	416,800	455,000
27	188,400	269,700	356,200	397,400	418,300	456,300
28	190,100	271,500	357,900	398,100	419,900	457,500
29	191,700	273,200	359,300	398,700	421,500	458,500
30	193,500	275,100	360,600	399,300	422,800	459,200
31	195,300	277,000	362,000	399,800	424,100	460,000
32	197,100	278,700	363,400	400,200	425,300	460,700
33	198,700	280,400	364,700	400,600	426,500	461,400
34	200,500	282,300	365,600	400,900	427,800	462,200
35	202,300	284,100	366,700	401,200	429,100	462,900
36	204,100	286,000	367,800	401,500	430,300	463,500
37	205,800	287,600	368,600	401,800	431,500	464,000
38	207,600	289,300	369,500	402,100	432,300	464,600

39	209,400	291,100	370,400	402,400	433,100	465,200
40	211,200	292,900	371,300	402,700	433,900	465,800
41	212,600	294,600	372,200	403,000	434,500	466,300
42	214,400	296,300	373,000	403,300	435,200	466,800
43	216,100	297,900	373,800	403,600	435,900	467,200
44	217,900	299,500	374,600	403,900	436,600	467,500
45	219,600	301,200	375,300	404,200	437,400	467,800
46	221,300	302,900	376,000	404,500	438,200	
47	222,900	304,500	376,700	404,800	438,600	
48	224,500	306,200	377,400	405,100	439,300	
49	226,000	307,300	377,900	405,300	439,800	
50	227,700	308,800	378,500	405,600	440,200	
51	229,300	310,300	379,100	405,900	440,600	
52	230,900	311,900	379,800	406,200	441,000	
53	232,200	313,500	380,200	406,400	441,400	
54	233,700	315,100	380,900	406,700	441,800	
55	235,100	316,700	381,500	407,000	442,200	
56	236,400	318,200	382,100	407,200	442,500	
57	237,700	319,700	382,500	407,400	442,800	
58	238,900	320,900	383,100	407,700	443,200	
59	239,900	322,100	383,700	408,000	443,500	
60	241,100	323,300	384,300	408,200	443,800	
61	242,400	324,700	384,700	408,400	444,100	
62	243,600	326,700	385,200	408,700		
63	244,800	328,600	385,700	409,000		
64	246,100	330,700	386,300	409,200		
65	247,000	332,600	386,600	409,400		
66	248,400	334,500	387,000			
67	249,800	336,500	387,400			
68	251,300	338,400	387,800			
69	252,700	340,300	388,100			
70	254,100	342,200	388,400			
71	255,500	344,000	388,700			
72	256,800	345,900	389,000			
73	258,000	347,400	389,200			
74	259,300	348,800	389,500			
75	260,700	350,300	389,800			
76	262,000	351,800	390,000			
77	263,300	353,400	390,200			
78	264,400	354,200	390,500			
79	265,700	355,400	390,800			
80	267,000	356,400	391,000			
81	268,000	357,300	391,200			
82	269,100	358,400	391,500			
83	270,400	359,300	391,800			

84	271,700	360,400	392,000			
85	272,800	361,300	392,200			
86	273,800	362,000				
87	274,800	362,700				
88	275,900	363,400				
89	277,100	363,800				
90	278,100	364,400				
91	279,000	365,100				
92	280,000	365,800				
93	280,700	366,100				
94	281,600	366,800				
95	282,300	367,500				
96	283,200	368,200				
97	284,200	368,500				
98	285,000	369,100				
99	285,800	369,800				
100	286,600	370,400				
101	287,400	370,700				
102	287,900	371,300				
103	288,300	372,000				
104	288,800	372,600				
105	288,900	373,000				
106	289,300	373,500				
107	289,500	374,100				
108	289,900	374,600				
109	290,100	375,100				
110	290,300	375,700				
111	290,700	376,200				
112	291,000	376,500				
113	291,300	376,900				
114	291,600	377,400				
115	291,900	377,800				
116	292,300	378,200				
117	292,600	378,600				
118	293,000	379,100				
119	293,300	379,500				
120	293,700	379,900				
121	293,800	380,200				
122	294,000					
123	294,400					
124	294,800					
125	295,000					
126	295,300					
127	295,700					
128	296,100					

129	296,300					
130	296,600					
131	297,000					
132	297,300					
133	297,500					
134	297,800					
135	298,200					
136	298,500					
137	298,700					
138	299,100					
139	299,500					
140	299,800					
141	299,900					
142	300,200					
143	300,500					
144	300,900					
145	301,100					
146	301,300					
147	301,600					
148	301,900					
149	302,300					
150	302,500					
151	302,800					
152	303,100					
153	303,400					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第6初任給基準表1行政職給料表(1)初任給基準表試験の欄の「上級」の区分を適用されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

イ 行政職給料表(2)

級 号級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	135,300	150,500	227,900
2	136,200	151,900	229,500
3	137,100	153,200	231,000
4	138,000	154,500	232,600
5	139,000	155,800	234,100
6	139,900	157,300	235,800
7	140,800	158,800	237,300
8	141,700	160,400	238,900
9	142,600	161,700	240,300
10	143,700	163,200	241,800
11	144,800	164,700	243,400
12	145,900	166,200	244,800
13	147,100	167,600	246,300
14	148,300	170,300	247,800
15	149,400	172,900	249,100
16	150,500	175,500	250,500
17	151,700	178,200	252,000
18	153,000	179,900	253,700
19	154,300	181,600	255,400
20	155,700	183,300	257,200
21	156,800	184,800	258,800
22	158,300	186,600	260,600
23	159,800	188,400	262,300
24	161,300	190,100	264,000
25	162,700	191,700	266,000
26	164,600	193,200	267,900
27	166,400	194,700	269,700
28	168,200	196,200	271,500
29	169,800	197,500	273,200
30	171,800	198,800	275,100
31	173,800	200,100	277,000
32	175,800	201,400	278,700
33	177,800	202,700	280,400
34	179,500	204,000	282,300
35	181,000	205,300	284,100
36	182,700	206,600	286,000

37	184,400	207,800	287,600
38	186,100	209,100	289,300
39	187,800	210,400	291,100
40	189,500	211,700	292,900
41	191,000	212,800	294,600
42	192,500	213,900	296,300
43	194,000	214,900	297,900
44	195,500	216,000	299,500
45	196,900	217,100	301,200
46	198,200	218,100	302,900
47	199,500	219,000	304,500
48	200,800	220,000	306,200
49	202,000	220,600	307,300
50	203,300	221,500	308,800
51	204,600	222,300	310,300
52	205,900	223,200	311,900
53	207,100	223,900	313,500
54	208,300	224,900	315,100
55	209,500	225,700	316,700
56	210,700	226,600	318,200
57	211,500	227,300	319,700
58	212,400	228,100	320,900
59	213,500	229,000	322,100
60	214,500	230,100	323,300
61	215,600	232,200	324,000
62	216,500	233,700	324,900
63	217,400	235,100	325,700
64	218,400	236,400	326,500
65	219,200	237,700	327,400
66	220,100	238,900	327,800
67	221,000	239,900	328,500
68	221,900	241,100	329,300
69	222,700	242,400	330,100
70	223,700	243,600	330,800
71	224,700	244,800	331,500
72	225,700	246,100	332,200
73	226,200	247,000	332,600
74		248,400	334,500
75		249,800	336,500
76		251,300	338,400
77		252,700	340,300
78		254,100	342,200
79		255,500	344,000

80		256, 800	345, 900
81		258, 000	347, 400
82		259, 300	348, 800
83		260, 700	350, 300
84		262, 000	351, 800
85		263, 300	353, 400
86		264, 400	354, 200
87		265, 700	355, 400
88		267, 000	356, 400
89		268, 000	357, 300
90		269, 100	358, 400
91		270, 400	359, 300
92		271, 700	360, 400
93		272, 800	361, 300
94		273, 800	362, 000
95		274, 800	362, 700
96		275, 900	363, 400
97		277, 100	363, 800
98		278, 100	364, 400
99		279, 000	365, 100
100		280, 000	365, 800
101		280, 700	366, 100
102		281, 600	366, 800
103		282, 300	367, 500
104		283, 200	368, 200
105		284, 200	368, 500
106		285, 000	369, 100
107		285, 800	369, 800
108		286, 600	370, 400
109		287, 400	370, 700
110		287, 900	371, 300
111		288, 300	372, 000
112		288, 800	372, 600
113		288, 900	373, 000
114		289, 300	373, 500
115		289, 500	374, 100
116		289, 900	374, 600
117		290, 100	375, 100
118		290, 300	375, 700
119		290, 700	376, 200
120		291, 000	376, 500
121		291, 300	376, 900
122			377, 400

123			377,800
124			378,200
125			378,600
126			379,100
127			379,500
128			379,900
129			380,200

備考 この表は、技能職員、労務職員及び学校給食員に適用する。

別表第2（第6条関係）

消防職給料表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	164,900	207,100	266,500	316,200	352,200	371,500	396,300
2	166,600	209,100	267,900	318,500	354,200	373,600	398,300
3	168,400	211,100	269,000	320,700	356,300	375,800	400,300
4	170,100	213,100	270,300	322,900	358,400	377,900	402,400
5	171,600	215,100	271,300	324,800	360,300	379,600	404,100
6	173,500	217,100	272,700	327,100	362,300	381,600	406,200
7	175,300	219,100	274,100	329,200	364,300	383,500	408,200
8	177,200	221,000	275,500	331,500	366,400	385,500	410,300
9	178,900	223,100	276,800	333,500	368,200	387,300	412,000
10	180,600	224,900	278,200	335,500	370,200	389,400	413,700
11	182,300	226,700	279,500	337,600	372,200	391,500	415,400
12	184,000	228,500	281,000	339,600	374,200	393,500	417,000
13	185,900	230,400	282,200	341,600	376,100	395,200	418,700
14	188,000	232,300	284,100	343,700	378,200	397,200	420,300
15	190,100	234,200	286,100	345,700	380,300	399,300	421,700
16	192,200	236,100	288,100	347,700	382,300	401,400	423,200
17	194,400	237,700	290,000	349,700	384,200	402,900	424,500
18	196,800	239,500	292,000	351,800	386,300	404,700	425,900
19	199,200	241,300	293,800	353,800	388,400	406,400	427,400
20	201,600	243,100	295,700	355,900	390,300	408,100	429,000
21	206,900	244,700	297,500	357,500	392,000	409,800	430,300
22	208,700	246,100	299,300	359,500	393,500	411,300	432,000
23	210,500	247,300	301,200	361,400	394,800	412,900	433,700
24	212,300	248,600	303,000	363,500	396,200	414,400	435,300
25	214,200	249,900	304,800	365,400	397,400	415,700	436,700
26	216,100	251,200	306,700	367,500	398,500	417,200	438,400
27	218,000	252,500	308,600	369,500	399,500	418,700	440,100
28	219,800	253,700	310,300	371,500	400,500	420,200	441,700
29	221,500	254,900	312,200	373,500	401,700	421,700	443,100
30	223,300	256,000	314,000	375,600	402,900	423,000	443,800
31	225,100	257,300	315,900	377,700	404,000	424,300	444,500
32	226,900	258,400	317,800	379,700	405,200	425,500	445,200
33	228,600	259,100	319,500	381,400	406,500	426,500	445,600
34	230,300	260,300	321,400	383,100	407,300	427,200	446,200
35	232,000	261,400	323,300	384,700	408,100	428,000	446,900
36	233,700	262,600	325,100	386,400	408,800	428,800	447,500
37	235,100	263,500	326,700	387,800	409,300	429,300	448,300
38	236,900	264,700	328,300	388,800	410,000	429,700	449,000

39	238,700	265,700	329,800	389,800	410,700	430,100	449,500
40	240,500	266,700	331,500	390,800	411,300	430,400	450,000
41	241,900	267,900	333,100	392,100	412,000	430,700	450,500
42	243,400	269,300	334,800	393,200	412,400	431,100	
43	244,700	270,600	336,600	394,300	413,000	431,400	
44	246,100	271,800	338,400	395,500	413,600	431,700	
45	247,400	272,900	339,500	396,800	414,000	432,000	
46	248,700	274,400	341,200	397,600	414,600	432,300	
47	249,900	275,900	342,800	398,400	415,100	432,600	
48	251,100	277,500	344,400	399,100	415,600	432,900	
49	252,300	279,300	346,000	399,600	416,100	433,200	
50	253,500	281,000	347,700	400,300	416,700	433,500	
51	254,600	282,700	349,400	401,000	417,100	433,800	
52	255,700	284,200	351,100	401,700	417,600	434,100	
53	256,600	285,700	352,700	402,000	418,000	434,400	
54	257,700	287,500	354,300	402,700	418,300	434,700	
55	258,800	289,200	355,900	403,400	418,600	435,000	
56	260,000	290,900	357,500	404,000	418,900	435,300	
57	260,900	292,500	358,700	404,400	419,200	435,500	
58	262,100	294,200	360,100	404,900	419,500	435,800	
59	263,100	296,000	361,400	405,500	419,800	436,100	
60	264,200	297,800	362,800	406,000	420,100	436,400	
61	265,400	299,200	364,000	406,500	420,300	436,600	
62	266,400	301,000	365,200	406,900	420,600	436,900	
63	267,800	302,800	366,500	407,400	420,900	437,200	
64	269,000	304,500	367,800	407,900	421,200	437,500	
65	270,000	306,000	369,100	408,400	421,400	437,700	
66	271,600	307,700	370,300	408,900	421,700	438,000	
67	273,000	309,200	371,500	409,500	422,000	438,300	
68	274,600	310,900	372,700	410,000	422,200	438,600	
69	276,200	312,400	373,900	410,400	422,400	438,800	
70		313,800	375,100	411,000	422,700	439,100	
71		315,300	376,200	411,500	423,000	439,400	
72		316,800	377,400	411,700	423,200	439,700	
73		317,700	378,500	412,000	423,400	439,900	
74		319,300	379,100	412,500	423,700		
75		320,800	379,600	412,800	424,000		
76		322,500	380,200	413,100	424,200		
77		324,300	380,800	413,400	424,400		
78		326,000	381,400	413,800			
79		327,600	382,000	414,200			
80		329,200	382,600	414,600			
81		330,900	382,900	414,900			
82		332,600	383,400				
83		334,200	384,000				

84		335,900	384,500				
85		337,300	384,900				
86			385,300				
87			385,900				
88			386,400				
89			386,800				
90			387,300				
91			387,900				
92			388,400				
93			388,700				
94			389,100				
95			389,600				
96			389,900				
97			390,200				
98			390,700				
99			391,200				
100			391,700				
101			392,000				
102			392,500				
103			393,000				
104			393,500				
105			393,800				
106			394,300				
107			394,800				
108			395,300				
109			395,700				
110			396,200				
111			396,600				
112			397,100				
113			397,500				

備考 この表は、消防長（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）及び消防吏員に適用する。

別表第3（第6条関係）

ア 医療職給料表(1)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	301,400	330,500	395,500	470,600	565,700	706,000
2	305,000	333,500	398,400	472,900	568,800	
3	308,500	336,400	401,300	475,100	571,900	
4	312,100	339,400	404,100	477,400	575,000	
5	315,700	342,100	406,800	479,700	577,900	
6	319,400	345,400	409,500	481,900	580,300	
7	322,900	348,500	412,300	484,100	582,700	
8	326,400	351,600	415,000	486,300	585,100	
9	329,900	354,500	417,500	488,300	587,300	
10	332,700	357,400	420,200	490,400	588,800	
11	335,300	360,500	422,900	492,500	590,300	
12	337,900	363,700	425,600	494,600	591,800	
13	340,700	366,700	428,000	496,700	593,300	
14	342,800	370,300	430,500	498,800	594,400	
15	345,000	373,500	432,900	500,900	595,500	
16	347,400	377,200	435,400	503,000	596,400	
17	349,700	380,800	437,600	505,100	597,600	
18	352,100	383,500	440,000	507,100	598,600	
19	354,300	386,300	442,400	509,100	599,600	
20	356,800	389,000	444,800	511,100	600,600	
21	359,200	391,900	446,600	512,900	601,600	
22	361,600	394,500	449,000	514,700		
23	364,000	397,100	451,400	516,600		
24	366,200	399,500	453,700	518,500		
25	368,500	401,800	455,800	520,200		
26	369,900	404,100	458,100	522,000		
27	371,400	406,400	460,300	523,800		
28	372,800	408,700	462,600	525,600		
29	374,300	411,000	464,800	527,400		
30	375,700	413,100	467,100	529,200		
31	377,200	415,100	469,400	531,000		
32	378,700	417,200	471,600	532,800		
33	379,900	419,300	473,600	534,400		
34	380,900	421,200	475,700	536,200		
35	381,900	423,200	477,800	537,900		
36	382,800	425,200	479,900	539,700		
37	383,800	427,200	482,000	541,300		

38	384,700	429,200	483,800	542,900		
39	385,600	431,200	485,600	544,300		
40	386,500	433,200	487,400	545,900		
41	387,400	435,100	489,100	547,400		
42	388,300	436,900	490,900	548,800		
43	389,100	438,600	492,700	550,200		
44	389,900	440,400	494,500	551,500		
45	390,600	442,300	496,100	552,700		
46	391,100	444,100	497,800	553,700		
47	391,500	445,900	499,600	554,700		
48	392,000	447,600	501,400	555,700		
49	392,300	449,400	503,000	556,700		
50		451,100	504,300	557,600		
51		452,900	505,600	558,500		
52		454,700	506,900	559,400		
53		456,600	508,100	560,200		
54		457,800	509,400	561,100		
55		459,000	510,700	562,000		
56		460,200	512,000	562,900		
57		461,400	513,000	563,800		
58		462,400	513,800	564,700		
59		463,400	514,600	565,600		
60		464,400	515,400	566,300		
61		465,200	516,300	567,200		
62		465,900	517,100	568,100		
63		466,600	518,000	569,000		
64		467,300	518,800	569,900		
65		468,000	519,700	570,800		
66		468,700	520,600			
67		469,400	521,300			
68		470,100	522,200			
69		470,500	523,100			
70		471,200	523,900			
71		471,900	524,800			
72		472,600	525,700			
73		473,000	526,500			
74		473,600	527,400			
75		474,300	528,300			
76		475,000	529,000			
77		475,400	529,800			
78		476,000	530,700			
79		476,600	531,600			
80		477,100	532,500			
81		477,700	533,300			
82		478,200	534,200			

83		478,700	535,100			
84		479,200	536,000			
85		479,600	536,800			
86		480,200	537,700			
87		480,600	538,600			
88		481,100	539,500			
89		481,600	540,300			
90		482,200				
91		482,800				
92		483,200				
93		483,700				
94		484,300				
95		484,900				
96		485,500				
97		486,000				

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
2	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
3	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
4	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
5	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
6	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
7	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
8	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
9	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
10	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
11	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
12	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
13	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
14	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
15	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
16	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
17	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
18	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
19	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
20	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
21	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
22	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
23	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
24	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
25	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500

40	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	277,700	315,500	337,800	378,800		
70		316,200	338,300	379,300		
71		316,900	338,900	379,800		
72		317,500	339,500	380,300		
73		318,200	339,800	380,900		
74		318,400	340,400	381,400		
75		319,000	340,900	382,000		
76		319,600	341,500	382,600		
77		320,200	342,000	383,100		
78		320,700	342,500	383,600		
79		321,200	343,000	384,100		
80		321,700	343,400	384,600		
81		322,300	343,700	384,900		
82			344,000	385,400		
83			344,400	385,800		
84			344,700	386,200		

85			345,200	386,600		
86			345,500			
87			345,800			
88			346,100			
89			346,500			
90			346,800			
91			347,200			
92			347,500			
93			347,900			
94			348,200			
95			348,500			
96			348,800			
97			349,100			

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の医療技術員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 187,600	円 236,000	円 258,900	円 284,100	円 328,800	円 373,300
2	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400

40	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	303,200	339,200	360,700	388,100		

85	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	314,200	347,600	365,600			
95	314,900	348,300	366,000			
96	315,500	348,900	366,300			
97	316,200	349,300	366,900			
98	316,500	349,700	367,400			
99	317,100	350,200	367,900			
100	317,800	350,600	368,400			
101	318,200	351,100	369,000			
102	318,800					
103	319,400					
104	320,000					
105	320,400					
106	320,900					
107	321,400					
108	321,900					
109	322,300					
110	322,700					
111	323,000					
112	323,300					
113	323,700					

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第4（第6条関係）

再任用職員給料表

職務の級	給料月額
1級	214,400円
2級	243,400円
3級	254,400円

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額欄中「371,000円」を「372,000円」に、「419,000円」を「420,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の157.5」とする」を「100分の167.5」とする」に改める。

第4条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の157.5」及び「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は平成28年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(大和市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))による改正後の給与条例及び第23条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例及び第3条の規定(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の任期付条例(次項において「改正後の条例」と総称する。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 55 号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1号中「神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）」の次に「第10条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であって、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもの（特別の利益が当該寄附金を支出する所得割の納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）として、別表に掲げる特定非営利活動法人が同表の右欄に定める期間内に受領する寄附金とする。

附則第9項第2号から第4号までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第10項第4号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 法附則第15条第33項第1号（同号イに掲げる設備に限る。） 2分の1
- (7) 法附則第15条第33項第1号（同号ロに掲げる設備に限る。） 3分の2
- (8) 法附則第15条第33項第2号 2分の1

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条の2関係）

特定非営利活動法人の 名称	特定非営利活動法人の主 たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人ワー カーズ・コレクティブ ケアびーくる	大和市つきみ野四丁目5 番地 つきみ野ビレジB 2-205	平成28年1月1日から 平成33年12月31日 まで
特定非営利活動法人地域 家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目1番 15号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日 まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和市市税条例（以下「新条例」という。）附則第9項第2号から第4号までの規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税に適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第10項第6号から第8号までの規定は、平成28年4月1日以後に取得される法附則第15条第33項各号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 56 号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年大和市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする改正規定を次のように改める。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ

るのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項の改正規定中「附則第11項」を「附則第13項」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「の規定」を「(以下「新条例」という。)の規定(新条例附則第10項及び第11項の規定を除く。)」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 新条例附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

大和市介護保険条例等の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 425 号）の施行に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市介護保険条例等の一部を改正する条例

(大和市介護保険条例の一部改正)

第1条 大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(介護認定審査会の委員の任期)

第4条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第6条を削る。

第7条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第6条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「第16条から第19条」を「第15条から第18条」に改め、同条を第19条とする。

別表を削る。

(大和市まごころ地域福祉センター条例の一部改正)

第2条 大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、同条第3号中「第115条の45第1項各号及び第2項各号」を「第115条の45第1項第1号ロ及びニ並びに第2号、第2項第1号から第3号まで並びに第3項第2号及び第3号」に改め、同号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条第1号中「第53条第2項第1号」を「第115条の45第5項」に改める。

(大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

議案第58号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター公所会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター公所会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター公所会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター公所会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第59号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター中央林間会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター中央林間会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター中央林間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター中央林間会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第60号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター緑野会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター緑野会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター緑野会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター緑野会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第61号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター下鶴間会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター下鶴間会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター下鶴間会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第62号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター南林間会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター南林間会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター南林間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター南林間会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第63号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター鶴間会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター鶴間会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター鶴間会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第64号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター西鶴間会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター西鶴間会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター西鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター西鶴間会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第65号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター深見北会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター深見北会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見北会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター深見北会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第66号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター上草柳会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター上草柳会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター上草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター上草柳会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第67号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター深見中会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター深見中会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見中会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター深見中会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第68号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター桜森会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター桜森会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター桜森会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター桜森会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第69号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター草柳会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター草柳会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター草柳会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第70号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター深見南会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター深見南会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター深見南会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第71号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター下草柳会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター下草柳会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター下草柳会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第72号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター柳橋会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター柳橋会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター柳橋会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター柳橋会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第73号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター桜丘会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市コミュニティセンター桜丘会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター桜丘会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター桜丘会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第74号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター福田会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 大和市コミュニティセンター福田会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター福田会館管理運営委員会
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター福田会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第75号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター上和田会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター上和田会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター上和田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター上和田会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第76号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター下福田会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター下福田会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下福田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター下福田会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第77号

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定する大和市コミュニティセンター下和田会館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市コミュニティセンター下和田会館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下和田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市コミュニティセンター下和田会館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第78号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市公所児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市公所児童館
 - 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター公所会館管理運営委員会
 - 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市公所児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第79号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市中心林間児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名 称 大和市中心林間児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター中央林間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市中心林間児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第80号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市緑野児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市緑野児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター緑野会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市緑野児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 81 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市下鶴間児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市下鶴間児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市下鶴間児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 82 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市南林間児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市南林間児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター南林間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市南林間児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 83 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市鶴間児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市鶴間児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市鶴間児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 84 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市西鶴間児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市西鶴間児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター西鶴間会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市西鶴間児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 85 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市上草柳児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市上草柳児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター上草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市上草柳児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 86 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市子安児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市子安児童館
 - 2 指定管理者の名称 大和市子安児童館管理運営委員会
 - 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市子安児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 87 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市深見北児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市深見北児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見北会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市深見北児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 88 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市深見中児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市深見中児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見中会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市深見中児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 89 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市桜森児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市桜森児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター桜森会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市桜森児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第90号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市草柳児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市草柳児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市草柳児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第91号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市深見南児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市深見南児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市深見南児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第92号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市下草柳児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市下草柳児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市下草柳児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第93号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市柳橋児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市柳橋児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター柳橋会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市柳橋児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第94号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市桜丘児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市桜丘児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター桜丘会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市桜丘児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第95号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市福田児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市福田児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター福田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市福田児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第96号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市上和田西児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市上和田西児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター上和田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市上和田西児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第97号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市上和田東児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市上和田東児童館
 - 2 指定管理者の名称 大和市上和田東児童館管理運営委員会
 - 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市上和田東児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第98号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市下福田児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市下福田児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下福田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市下福田児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 99 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和 44 年大和市条例第 21 号）別表に規定する大和市下和田児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市下和田児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市コミュニティセンター下和田会館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市下和田児童館の指定管理者を指定したい必要による。

議案第100号

町の区域の設定及び変更について

本市内の町の区域を別記調書のとおり設定し、及び変更する。

なお、この町の区域の設定及び変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業の施行に伴い、本市内の町の区域の設定及び変更を行いたい必要による。

町の区域設定調書

1 町の区域の設定

設定後	左に包含される区域		
町名	大字名	字名	地番
しづやなちようめ 渋谷七丁目	福田	甲七ノ区	1 6 8 7 の 3 の 一部
同	同	同	1 6 9 1 の 8 から
同	同	同	1 6 9 2 の 1 2 まで
同	同	同	1 6 9 3 の 8
同	同	甲八ノ区	1 9 5 1 の 2
同	同	同	1 9 5 1 の 3 の 一部
同	同	同	1 9 5 1 の 5
同	同	同	1 9 5 1 の 6
同	同	同	1 9 5 2 の 2
同	同	同	1 9 5 8 の 1
同	同	同	1 9 5 9 の 1 から
同	同	同	1 9 5 9 の 4 まで
同	同	同	1 9 6 0 の 1 から
同	同	同	1 9 6 0 の 6 まで
同	同	同	1 9 6 1 の 1 から
同	同	同	1 9 6 1 の 3 まで
同	同	同	1 9 6 1 の 5 から
同	同	同	1 9 6 1 の 8 まで
同	同	同	1 9 6 2 の 1 から
同	同	同	1 9 6 2 の 1 7 まで
同	同	同	1 9 6 3 の 1 から
同	同	同	1 9 6 3 の 1 3 まで
同	同	同	1 9 6 3 の 1 5

同	同	同	1964	の	1	から
同	同	同	1964	の	12	まで
同	同	同	1965	の	1	から
同	同	同	1965	の	8	まで
同	同	同	1966	の	1	
同	同	同	1966	の	3	から
同	同	同	1966	の	16	まで
同	同	同	1967	の	1	から
同	同	同	1967	の	12	まで
同	同	同	1968	の	1	
同	同	同	1968	の	2	の 一部
同	同	同	1968	の	3	から
同	同	同	1968	の	18	まで
同	同	同	1969	の	3	の 一部
同	同	同	1969	の	4	の 一部
同	同	同	1970	の	2	
同	同	同	1970	の	4	の 一部
同	同	同	1970	の	7	の 一部
同	同	同	1970	の	8	の 一部
同	同	同	1970	の	9	の 一部
同	同	同	1970	の	13	
同	同	同	2016	の	2	の 一部
同	同	同	2017	の	6	の 一部
同	同	同	2018	の	6	の 一部
同	同	同	2020	の	1	の 一部
同	同	同	2020	の	2	の 一部
同	同	同	2020	の	5	
同	同	同	2020	の	6	の 一部

同	同	同	2020	の	8	
同	同	同	2020	の	9	の一部
同	同	同	2020	の	10	の一部
同	同	同	2020	の	11	の一部
同	同	同	2020	の	12	から
同	同	同	2020	の	16	まで
同	同	同	2020	の	17	の一部
同	同	同	2020	の	18	
同	同	同	2020	の	19	の一部
同	同	同	2020	の	25	の一部
同	同	同	2020	の	26	の一部
同	同	同	2020	の	27	
同	同	同	2020	の	29	
同	同	同	2020	の	31	の一部
同	同	同	2020	の	32	の一部
同	同	同	2020	の	33	の一部
同	同	同	2020	の	38	の一部
同	同	同	2021	の	1	から
同	同	同	2021	の	8	まで
同	同	同	2021	の	10	から
同	同	同	2021	の	26	まで
同	同	同	2022	の	1	
同	同	同	2022	の	8	から
同	同	同	2022	の	18	まで
同	同	同	2023	の	1	から
同	同	同	2023	の	5	まで
同	同	同	2024	の	2	から
同	同	同	2024	の	4	まで

同	同	同	2025	の	1	から
同	同	同	2025	の	20	まで
同	同	乙一ノ区	2026	の	3	の一部
同	同	同	2026	の	4	
同	同	同	2026	の	5	の一部
同	同	同	2026	の	6	の一部
同	同	同	2026	の	7	
同	同	同	2026	の	8	の一部
同	同	同	2026	の	9	
同	同	同	2026	の	10	の一部
同	下和田	中ノ原	902	の	1	から
同	同	同	902	の	19	まで
同	同	同	903			
同	同	同	904	の	2	
同	同	同	905	の	1	から
同	同	同	905	の	3	まで
同	同	同	906			
同	同	同	907			
同	同	同	908	の	1	から
同	同	同	908	の	8	まで
同	同	同	909	の	1	から
同	同	同	909	の	20	まで
同	同	同	911	の	1	から
同	同	同	911	の	27	まで
同	同	同	913	の	2	から
同	同	同	913	の	6	まで
同	同	同	915	の	2	から
同	同	同	915	の	6	まで

同	同	同	9 1 6	の	1	から
同	同	同	9 1 6	の	3	まで
同	同	同	9 1 6	の	5	
同	同	同	9 1 6	の	7	から
同	同	同	9 1 6	の	1 0	まで
同	同	同	9 1 7	の	1	から
同	同	同	9 1 7	の	4	まで
同	同	同	9 1 8	の	1	から
同	同	同	9 1 8	の	4	まで
同	同	同	9 2 0	の	2	
同	同	同	9 2 1	の	2	から
同	同	同	9 2 1	の	6	まで
同	同	同	9 2 2	の	1	
同	同	同	9 2 2	の	2	
同	同	同	9 2 3			
同	同	同	9 2 4			
同	同	同	9 2 5	の	1	から
同	同	同	9 2 5	の	1 1	まで
同	同	同	9 2 6	の	1	
同	同	同	9 2 6	の	3	から
同	同	同	9 2 6	の	6	まで
同	同	同	9 2 6	の	9	
同	同	同	9 2 7	の	1	から
同	同	同	9 2 7	の	7	まで
同	同	同	9 2 7	の	1 0	
同	同	同	9 2 7	の	1 1	
同	同	同	9 2 8	の	1	から
同	同	同	9 2 8	の	8	まで

同	同	同	9 2 8	の	1 0	から
同	同	同	9 2 8	の	1 4	まで
同	同	同	9 2 9	の	1	
同	同	同	9 2 9	の	2	
同	同	同	9 3 0	の	1	
同	同	同	9 3 0	の	2	
同	同	同	9 3 1			から
同	同	同	9 3 4			まで
同	同	同	9 3 5	の	1	
同	同	同	9 3 5	の	2	
同	同	同	9 3 6	の	1	
同	同	同	9 3 6	の	2	
同	同	同	9 3 7	の	1	
同	同	同	9 3 7	の	2	
同	同	同	9 3 8	の	1	
同	同	同	9 3 8	の	2	
同	同	同	9 3 9	の	1	
同	同	同	9 3 9	の	5	
同	同	同	9 5 0	の	1	
同	同	同	9 5 0	の	6	
同	同	同	9 5 1	の	1	
同	同	同	9 5 1	の	3	
同	同	同	9 5 1	の	6	から
同	同	同	9 5 1	の	8	まで
同	同	同	9 5 7	の	1	
同	同	同	9 5 7	の	6	
同	同	同	9 5 7	の	7	

同	同	同	957	の	9	から
同	同	同	957	の	11	まで
同	同	同	958	の	1	
同	同	同	958	の	3	
同	同	同	959	の	3	
同	同	同	962	の	1	
同	同	同	962	の	2	
同	同	同	962	の	5	
同	同	同	963	の	1	から
同	同	同	963	の	8	まで
同	同	同	964	の	1	から
同	同	同	964	の	5	まで
同	同	同	965			
同	同	同	966	の	5	
同	同	同	967	の	3	
同	同	同	968	の	1	
同	同	同	968	の	2	
同	同	同	969	の	1	から
同	同	同	969	の	6	まで
同	同	同	970	の	1	から
同	同	同	970	の	6	まで
同	同	同	970	の	8	から
同	同	同	970	の	12	まで
同	同	同	971	の	1	から
同	同	同	971	の	7	まで
同	同	同	972	の	2	から
同	同	同	972	の	6	まで
同	同	同	973	の	9	

同	同	上ノ原	1 1 5 0	の	3	
同	同	同	1 1 5 0	の	1 0	
同	同	同	1 1 5 1	の	1	
同	同	同	1 1 5 1	の	2	
同	同	同	1 1 5 1	の	6	
同	同	同	1 1 5 1	の	8	から
同	同	同	1 1 5 1	の	1 0	まで
同	同	同	1 1 5 2	の	1	から
同	同	同	1 1 5 2	の	3	まで
同	同	同	1 1 5 2	の	5	
同	同	同	1 1 5 3	の	1	から
同	同	同	1 1 5 3	の	1 3	まで
同	同	同	1 1 5 4	の	1	
同	同	同	1 1 5 4	の	3	から
同	同	同	1 1 5 4	の	7	まで
同	同	同	1 1 5 5	の	2	から
同	同	同	1 1 5 5	の	7	まで
同	同	同	1 1 5 6	の	1	から
同	同	同	1 1 5 6	の	4	まで
同	同	同	1 1 5 7	の	1	
同	同	同	1 1 5 7	の	2	
同	同	同	1 1 5 7	の	6	
同	同	同	1 1 5 7	の	7	
同	同	同	1 1 5 8	の	1	
同	同	同	1 1 5 8	の	3	から
同	同	同	1 1 5 8	の	5	まで
同	同	同	1 1 5 8	の	7	
同	同	同	1 1 5 8	の	9	

同	同	同	1 1 5 8	の	1 0	
同	同	同	1 1 5 8	の	1 2	
同	同	同	1 1 5 8	の	1 3	
同	同	同	1 1 5 9	の	1	
同	同	同	1 1 5 9	の	2	
同	同	同	1 1 5 9	の	4	から
同	同	同	1 1 5 9	の	1 5	まで
同	同	同	1 1 6 0	の	1	から
同	同	同	1 1 6 0	の	4	まで
同	同	同	1 1 6 0	の	7	から
同	同	同	1 1 6 0	の	9	まで
同	同	同	1 1 6 1	の	1	から
同	同	同	1 1 6 1	の	4	まで
同	同	同	1 1 6 2	の	1	
同	同	同	1 1 6 2	の	2	
同	同	同	1 1 6 2	の	4	
同	同	同	1 1 6 2	の	6	から
同	同	同	1 1 6 2	の	8	まで
同	同	同	1 1 6 4	の	1	から
同	同	同	1 1 6 4	の	7	まで
同	同	同	1 1 6 4	の	1 1	から
同	同	同	1 1 6 4	の	2 3	まで
同	同	同	1 1 6 6	の	1	
同	同	同	1 1 6 7	の	1	
同	同	同	1 1 6 7	の	4	
同	同	同	1 1 7 5	の	1	
同	同	同	1 1 7 5	の	9	
同	同	同	1 1 7 5	の	1 0	

同	同	同	1 1 7 5 の 1 2	
同	同	同	1 1 7 5 の 1 3	
同	同	同	1 1 7 6 の 1	
同	同	同	1 1 7 6 の 2	
同	同	同	1 1 7 6 の 4	から
同	同	同	1 1 7 6 の 7	まで
同	同	同	1 1 7 6 の 9	から
同	同	同	1 1 7 6 の 1 2	まで
同	同	同	1 1 7 7 の 1	の 一部
同	同	同	1 1 7 7 の 3	
同	同	同	1 1 7 7 の 4	
同	同	同	1 1 7 8 の 1	
同	同	同	1 1 7 9	の 一部
同	同	同	1 1 8 1	の 一部
同	同	同	1 1 8 2 の 2	
同	同	同	1 1 8 2 の 4	の 一部
同	同	同	1 1 8 2 の 5	
同	同	同	1 1 8 2 の 8	の 一部
同	同	同	1 1 8 9 の 2	の 一部
同	同	同	1 1 8 9 の 4	の 一部
同	同	同	1 1 8 9 の 5	の 一部
同	同	同	1 1 9 0 の 1	の 一部
同	同	同	1 1 9 0 の 8	
これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部				
し ぶ や は ち ち よ う め 渋 谷 八 丁 目	福 田	甲 七 ノ 区	1 6 8 7 の 3	の 一部
同	同	同	1 6 9 3 の 6	
同	同	同	1 6 9 3 の 7	

同	同	同	1 6 9 4	の	4	から
同	同	同	1 6 9 4	の	6	まで
同	同	同	1 6 9 5	の	1 0	
同	同	甲八ノ区	1 7 7 7	の	2	
同	同	同	1 7 7 8	の	2	
同	同	同	1 7 7 9	の	6	
同	同	同	1 7 8 0	の	1	
同	同	同	1 7 8 0	の	4	
同	同	同	1 7 8 2	の	1	
同	同	同	1 7 8 2	の	3	から
同	同	同	1 7 8 2	の	5	まで
同	同	同	1 7 8 3	の	1	
同	同	同	1 7 8 3	の	3	
同	同	同	1 7 8 4			
同	同	同	1 7 8 5	の	3	
同	同	同	1 7 8 5	の	4	
同	同	同	1 7 8 6	の	3	
同	同	同	1 7 8 6	の	4	
同	同	同	1 7 8 7	の	1	から
同	同	同	1 7 8 7	の	7	まで
同	同	同	1 7 8 8	の	1	から
同	同	同	1 7 8 8	の	1 1	まで
同	同	同	1 7 8 9	の	1	
同	同	同	1 7 8 9	の	3	から
同	同	同	1 7 8 9	の	5	まで
同	同	同	1 7 9 0	の	1	から
同	同	同	1 7 9 0	の	6	まで

同	同	同	1791	の	1	から
同	同	同	1791	の	3	まで
同	同	同	1792	の	1	
同	同	同	1792	の	2	
同	同	同	1793	の	1	から
同	同	同	1793	の	7	まで
同	同	同	1794	の	1	
同	同	同	1794	の	2	
同	同	同	1795	の	1	から
同	同	同	1795	の	6	まで
同	同	同	1796	の	1	から
同	同	同	1796	の	3	まで
同	同	同	1796	の	5	
同	同	同	1796	の	6	
同	同	同	1796	の	8	
同	同	同	1796	の	11	から
同	同	同	1796	の	22	まで
同	同	同	1797	の	1	
同	同	同	1797	の	4	
同	同	同	1798	の	2	
同	同	同	1798	の	5	
同	同	同	1799	の	1	
同	同	同	1813	の	2	
同	同	同	1813	の	3	
同	同	同	1814	の	1	から
同	同	同	1814	の	4	まで
同	同	同	1814	の	10	から
同	同	同	1814	の	15	まで

同	同	同	1815	の	1		から
同	同	同	1815	の	3		まで
同	同	同	1816	の	1		から
同	同	同	1816	の	3		まで
同	同	同	1817	の	1		から
同	同	同	1817	の	4		まで
同	同	同	1818	の	1	の	一部
同	同	同	1818	の	2		から
同	同	同	1818	の	4		まで
同	同	同	1818	の	5	の	一部
同	同	同	1818	の	10	の	一部
同	同	同	1818	の	11		
同	同	同	1818	の	14	の	一部
同	同	同	1819	の	1	の	一部
同	同	同	1819	の	2		
同	同	同	1819	の	3		
同	同	同	1820	の	1		
同	同	同	1820	の	2		
同	同	同	1820	の	3	の	一部
同	同	同	1820	の	4	の	一部
同	同	同	1820	の	5		から
同	同	同	1820	の	7		まで
同	同	同	1821	の	1		から
同	同	同	1821	の	3		まで
同	同	同	1821	の	4	の	一部
同	同	同	1821	の	10	の	一部
同	同	同	1821	の	11		

同	同	同	1 8 2 1	の	1 3	から
同	同	同	1 8 2 1	の	1 8	まで
同	同	同	1 8 2 2	の	2	
同	同	同	1 9 2 2	の	3	の 一部
同	同	同	1 9 2 2	の	4	の 一部
同	同	同	1 9 2 3	の	1	から
同	同	同	1 9 2 3	の	1 0	まで
同	同	同	1 9 2 4	の	1	の 一部
同	同	同	1 9 2 4	の	2	の 一部
同	同	同	1 9 2 4	の	3	
同	同	同	1 9 2 5	の	1	の 一部
同	同	同	1 9 2 6	の	1	から
同	同	同	1 9 2 6	の	4	まで
同	同	同	1 9 2 7	の	1	から
同	同	同	1 9 2 7	の	3	まで
同	同	同	1 9 2 8	の	1	から
同	同	同	1 9 2 8	の	5	まで
同	同	同	1 9 2 9	の	1	から
同	同	同	1 9 2 9	の	3	まで
同	同	同	1 9 2 9	の	5	
同	同	同	1 9 2 9	の	6	
同	同	同	1 9 2 9	の	8	
同	同	同	1 9 2 9	の	9	
同	同	同	1 9 3 0	の	1	から
同	同	同	1 9 3 0	の	1 0	まで
同	同	同	1 9 3 1	の	1	
同	同	同	1 9 3 1	の	2	
同	同	同	1 9 3 2	の	1	

同	同	同	1932	の	2	
同	同	同	1933	の	1	
同	同	同	1933	の	4	から
同	同	同	1933	の	7	まで
同	同	同	1934	の	1	
同	同	同	1934	の	2	
同	同	同	1934	の	4	
同	同	同	1934	の	8	から
同	同	同	1934	の	10	まで
同	同	同	1935	の	1	
同	同	同	1935	の	3	
同	同	同	1935	の	5	
同	同	同	1936	の	1	
同	同	同	1936	の	3	
同	同	同	1936	の	4	
同	同	同	1936	の	6	から
同	同	同	1936	の	13	まで
同	同	同	1937	の	1	から
同	同	同	1937	の	8	まで
同	同	同	1938	の	1	
同	同	同	1938	の	2	
同	同	同	1938	の	4	
同	同	同	1939	の	1	
同	同	同	1939	の	3	から
同	同	同	1939	の	8	まで
同	同	同	1940	の	2	
同	同	同	1940	の	3	
同	同	同	1943	の	2	

同	同	同	1944	の	1	
同	同	同	1944	の	2	
同	同	同	1945	の	1	から
同	同	同	1945	の	6	まで
同	同	同	1946	の	2	
同	同	同	1947	の	45	
同	同	同	1948	の	1	から
同	同	同	1948	の	8	まで
同	同	同	1949			
同	同	同	1950	の	1	から
同	同	同	1950	の	5	まで
同	同	同	1951	の	1	
同	同	同	1951	の	3	の 一部
同	同	同	1951	の	4	
同	同	同	1951	の	7	から
同	同	同	1951	の	13	まで
同	同	同	1952	の	1	
同	同	同	1952	の	4	から
同	同	同	1952	の	9	まで
同	同	同	1953	の	1	
同	同	同	1953	の	3	から
同	同	同	1953	の	6	まで
同	同	同	1954	の	2	から
同	同	同	1954	の	6	まで
同	同	同	1955	の	1	から
同	同	同	1955	の	5	まで
同	同	同	1956	の	1	
同	同	同	1956	の	3	

同	同	同	1956	の	4	
同	同	同	1957			
同	同	同	1958	の	2	から
同	同	同	1958	の	5	まで
同	同	同	1968	の	2	の 一部
同	同	同	1969	の	1	
同	同	同	1969	の	3	の 一部
同	同	同	1969	の	4	の 一部
同	同	同	1970	の	1	
同	同	同	1970	の	4	の 一部
同	同	同	1970	の	7	の 一部
同	同	同	1970	の	8	の 一部
同	同	同	1970	の	9	の 一部
同	同	同	1970	の	10	
同	同	同	1970	の	12	
同	同	同	1970	の	14	
同	同	同	1971	の	1	
同	同	同	1971	の	4	から
同	同	同	1971	の	6	まで
同	同	同	1971	の	9	
同	同	同	1972	の	1	
同	同	同	1972	の	3	
同	同	同	1972	の	4	
同	同	同	1972	の	7	から
同	同	同	1972	の	10	まで
同	同	同	1972	の	12	から
同	同	同	1972	の	16	まで
同	同	同	1973	の	1	

同	同	同	1973	の	2		
同	同	同	1973	の	4		
同	同	同	1973	の	5		
同	同	同	1974	の	1	の	一部
同	同	同	1974	の	2		から
同	同	同	1974	の	11		まで
同	同	同	1974	の	12	の	一部
同	同	同	2012	の	1	の	一部
同	同	同	2012	の	3	の	一部
同	同	同	2013	の	1	の	一部
同	同	同	2013	の	3	の	一部
同	同	同	2013	の	4		
同	同	同	2013	の	5		
同	同	同	2013	の	6	の	一部
同	同	同	2013	の	7	の	一部
同	同	同	2013	の	8		
同	同	同	2014	の	1		から
同	同	同	2014	の	5		まで
同	同	同	2014	の	6	の	一部
同	同	同	2014	の	7		
同	同	同	2015	の	1		から
同	同	同	2015	の	4		まで
同	同	同	2016	の	1		
同	同	同	2016	の	2	の	一部
同	同	同	2016	の	6		
同	同	同	2016	の	9		
同	同	同	2017	の	1		
同	同	同	2017	の	5	の	一部

同	同	同	2017 の 6 の 一部
同	同	同	2017 の 7
同	同	同	2018 の 6 の 一部
同	これらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部		

備考 上記の土地の表示は、平成28年6月2日現在の土地登記簿によるものである。

2 町の区域の変更

変更後	左に包含される区域		
町 名	大字名	字 名	地 番
渋谷四丁目	福田	甲八ノ区	1 8 2 0 の 3 の 一部
同	同	同	1 8 2 0 の 4 の 一部
同	同	同	1 8 2 1 の 4 の 一部
同	同	同	1 8 2 1 の 5 から
同	同	同	1 8 2 1 の 9 まで
同	同	同	1 8 2 1 の 1 0 の 一部
同	同	同	1 8 2 1 の 1 2
同	同	同	1 8 2 6 の 1 の 一部
同	同	同	1 8 2 6 の 2 の 一部
同	同	同	1 8 2 6 の 3 から
同	同	同	1 8 2 6 の 6 まで
同	同	同	1 8 2 6 の 8 の 一部
同	同	同	1 8 2 6 の 1 0
同	同	同	1 8 2 6 の 1 2 の 一部
同	同	同	1 8 2 6 の 1 4 から
同	同	同	1 8 2 6 の 1 6 まで
同	同	同	1 8 2 6 の 1 9 から
同	同	同	1 8 2 6 の 2 7 まで
同	同	同	1 8 2 7 の 1 から
同	同	同	1 8 2 7 の 5 まで
同	同	同	1 8 2 7 の 6 の 一部
同	同	同	1 8 2 7 の 7 から
同	同	同	1 8 2 7 の 9 まで
同	同	同	1 8 2 7 の 1 1
同	同	同	1 8 2 7 の 1 2

同	同	同	1827	の	13	の	一部
同	同	同	1827	の	14		
同	同	同	1827	の	15		
同	同	同	1876				
同	同	同	1877				
同	同	同	1878	の	1		から
同	同	同	1878	の	6		まで
同	同	同	1879	の	1		
同	同	同	1879	の	2		
同	同	同	1880				
同	同	同	1881	の	1		から
同	同	同	1881	の	3		まで
同	同	同	1882	の	1		
同	同	同	1882	の	2		
同	同	同	1883	の	1		から
同	同	同	1883	の	6		まで
同	同	同	1884	の	1		から
同	同	同	1884	の	5		まで
同	同	同	1885	の	1		
同	同	同	1885	の	2		
同	同	同	1886	の	1		から
同	同	同	1886	の	10		まで
同	同	同	1887	の	1		から
同	同	同	1887	の	3		まで
同	同	同	1888	の	1		
同	同	同	1888	の	2		
同	同	同	1888	の	5		から
同	同	同	1888	の	21		まで

同	同	同	1889	の	2	の	一部
同	同	同	1889	の	3		
同	同	同	1889	の	4		
同	同	同	1889	の	5	の	一部
同	同	同	1889	の	8		
同	同	同	1889	の	9	の	一部
同	同	同	1889	の	11	の	一部
同	同	同	1893	の	2	の	一部
同	同	同	1893	の	3		から
同	同	同	1893	の	5		まで
同	同	同	1893	の	6	の	一部
同	同	同	1893	の	7		
同	同	同	1894	の	1		から
同	同	同	1894	の	4		まで
同	同	同	1895	の	1	の	一部
同	同	同	1895	の	2		
同	同	同	1895	の	3	の	一部
同	同	同	1897	の	1	の	一部
同	同	同	1897	の	3		
同	同	同	1899	の	2	の	一部
同	同	同	1899	の	3		
同	同	同	1899	の	4		
同	同	同	1899	の	6	の	一部
同	同	同	1899	の	7	の	一部
同	同	同	1899	の	9	の	一部
同	同	同	1899	の	10		から
同	同	同	1899	の	12		まで
同	同	同	1899	の	14		

同	同	同	1899	の	15		
同	同	同	1899	の	16	の	一部
同	同	同	1899	の	17	の	一部
同	同	同	1899	の	18	の	一部
同	同	同	1900	の	1		
同	同	同	1900	の	2		
同	同	同	1901	の	1		から
同	同	同	1901	の	4		まで
同	同	同	1902	の	1		から
同	同	同	1902	の	5		まで
同	同	同	1903	の	1		から
同	同	同	1903	の	5		まで
同	同	同	1904	の	1		から
同	同	同	1904	の	8		まで
同	同	同	1904	の	10		から
同	同	同	1904	の	19		まで
同	同	同	1905				
同	同	同	1906	の	1		
同	同	同	1906	の	4		から
同	同	同	1906	の	19		まで
同	同	同	1909				
同	同	同	1910	の	2	の	一部
同	同	同	1910	の	3	の	一部
同	同	同	1913	の	2	の	一部
同	同	同	1914			の	一部
同	同	同	1916	の	2	の	一部
同	同	乙二ノ区	2151	の	2	の	一部
同	同	同	2152	の	7	の	一部

同	同	同	2 1 5 5	の	1	の	一部
同	同	同	2 1 5 5	の	3	の	一部
同	同	同	2 1 5 5	の	4	の	一部
同	同	同	2 1 5 6			の	一部
同	同	同	2 1 5 7	の	1		
同	同	同	2 1 5 7	の	2		
同	同	同	2 1 5 8	の	1		から
同	同	同	2 1 5 8	の	4		まで
同	同	同	2 1 5 8	の	5	の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	7		
同	同	同	2 1 5 8	の	8		
同	同	同	2 1 5 8	の	9	の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	1 0		
同	同	同	2 1 5 8	の	1 1	の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	1 2		
同	同	同	2 1 5 8	の	1 3		
同	同	同	2 1 5 8	の	1 5		
同	同	同	2 1 5 8	の	1 6		
同	同	同	2 1 5 9	の	2	の	一部
同	同	同	2 1 5 9	の	6	の	一部
同	同	同	2 1 5 9	の	7		
同	同	同	2 1 5 9	の	1 1	の	一部
同	同	同	2 1 6 8	の	1	の	一部
同	同	同	2 1 6 8	の	2		
同	同	同	2 1 6 8	の	4	の	一部
同	同	同	2 1 6 9	の	1 9		

これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

渋谷五丁目	福田	甲八ノ区	1 8 1 8	の	1	の	一部
-------	----	------	---------	---	---	---	----

同	同	同	1818	の	5	の	一部
同	同	同	1818	の	6		から
同	同	同	1818	の	9		まで
同	同	同	1818	の	10	の	一部
同	同	同	1818	の	12		
同	同	同	1818	の	13		
同	同	同	1818	の	14	の	一部
同	同	同	1818	の	15		
同	同	同	1818	の	16		
同	同	同	1819	の	1	の	一部
同	同	同	1820	の	3	の	一部
同	同	同	1826	の	1	の	一部
同	同	同	1826	の	2	の	一部
同	同	同	1826	の	8	の	一部
同	同	同	1826	の	12	の	一部
同	同	同	1827	の	6	の	一部
同	同	同	1827	の	13	の	一部
同	同	同	1889	の	1		
同	同	同	1889	の	2	の	一部
同	同	同	1889	の	5	の	一部
同	同	同	1889	の	6		
同	同	同	1889	の	7		
同	同	同	1889	の	9	の	一部
同	同	同	1889	の	10		
同	同	同	1889	の	11	の	一部
同	同	同	1890	の	1		から
同	同	同	1890	の	19		まで

同	同	同	1891	の	1		から
同	同	同	1891	の	6		まで
同	同	同	1891	の	8		
同	同	同	1891	の	12		から
同	同	同	1891	の	16		まで
同	同	同	1892	の	2		から
同	同	同	1892	の	5		まで
同	同	同	1892	の	7		
同	同	同	1893	の	2	の	一部
同	同	同	1893	の	6	の	一部
同	同	同	1895	の	1	の	一部
同	同	同	1895	の	3	の	一部
同	同	同	1896	の	2		
同	同	同	1897	の	1	の	一部
同	同	同	1897	の	2		
同	同	同	1897	の	4		から
同	同	同	1897	の	7		まで
同	同	同	1898	の	1		
同	同	同	1898	の	2		
同	同	同	1899	の	1		
同	同	同	1899	の	2	の	一部
同	同	同	1899	の	5		
同	同	同	1899	の	6	の	一部
同	同	同	1899	の	7	の	一部
同	同	同	1899	の	9	の	一部
同	同	同	1899	の	13		
同	同	同	1899	の	16	の	一部
同	同	同	1899	の	17	の	一部

同	同	同	1899	の	18	の	一部
同	同	同	1910	の	1		
同	同	同	1910	の	2	の	一部
同	同	同	1910	の	3	の	一部
同	同	同	1911				
同	同	同	1912	の	1		から
同	同	同	1912	の	3		まで
同	同	同	1913	の	1		
同	同	同	1913	の	2	の	一部
同	同	同	1913	の	3		
同	同	同	1914			の	一部
同	同	同	1915				
同	同	同	1916	の	1		
同	同	同	1916	の	2	の	一部
同	同	同	1917	の	1		
同	同	同	1917	の	2		
同	同	同	1918				
同	同	同	1919				
同	同	同	1920	の	1		
同	同	同	1920	の	2		
同	同	同	1921	の	1		から
同	同	同	1921	の	11		まで
同	同	同	1922	の	1		
同	同	同	1922	の	2		
同	同	同	1922	の	3	の	一部
同	同	同	1922	の	4	の	一部
同	同	同	1924	の	1	の	一部
同	同	同	1924	の	2	の	一部

同	同	同	1925	の	1	の	一部
同	同	同	1925	の	2		
同	同	同	1974	の	1	の	一部
同	同	同	1974	の	12	の	一部
同	同	同	1975	の	1		から
同	同	同	1975	の	4		まで
同	同	同	1976				
同	同	同	1976	の	2		
同	同	同	1976	の	3		
同	同	同	1977	の	1		
同	同	同	1977	の	2		
同	同	同	1978				
同	同	同	1979				
同	同	同	1980	の	1		から
同	同	同	1980	の	3		まで
同	同	同	1981	の	1		から
同	同	同	1981	の	3		まで
同	同	同	1982				
同	同	同	1983	の	1		から
同	同	同	1983	の	7		まで
同	同	同	1984				
同	同	同	1984	の	2		
同	同	同	1985				
同	同	同	1986	の	1		から
同	同	同	1986	の	3		まで
同	同	同	1987	の	1		
同	同	同	1987	の	2		
同	同	同	1988	の	1		

同	同	同	1988	の	2	
同	同	同	1989			
同	同	同	1990			
同	同	同	1991	の	1	から
同	同	同	1991	の	13	まで
同	同	同	1992	の	1	から
同	同	同	1992	の	34	まで
同	同	同	1993	の	1	
同	同	同	1993	の	2	
同	同	同	1993	の	4	から
同	同	同	1993	の	6	まで
同	同	同	1993	の	9	から
同	同	同	1993	の	12	まで
同	同	同	1993	の	14	から
同	同	同	1993	の	20	まで
同	同	同	1994	の	1	から
同	同	同	1994	の	7	まで
同	同	同	1995	の	1	から
同	同	同	1995	の	6	まで
同	同	同	1996	の	1	から
同	同	同	1996	の	6	まで
同	同	同	1997	の	1	から
同	同	同	1997	の	6	まで
同	同	同	1998	の	1	から
同	同	同	1998	の	11	まで
同	同	同	1999	の	1	
同	同	同	1999	の	2	
同	同	同	2000			

同	同	同	2001	の	1		
同	同	同	2001	の	2		
同	同	同	2002	の	1	から	
同	同	同	2002	の	5	まで	
同	同	同	2003	の	1	から	
同	同	同	2003	の	8	まで	
同	同	同	2004	の	1		
同	同	同	2004	の	2	の	一部
同	同	同	2004	の	3		
同	同	同	2004	の	5	から	
同	同	同	2004	の	11	まで	
同	同	同	2004	の	12	の	一部
同	同	同	2004	の	13	から	
同	同	同	2004	の	44	まで	
同	同	同	2005	の	1		
同	同	同	2005	の	2		
同	同	同	2006	の	1		
同	同	同	2006	の	2	の	一部
同	同	同	2006	の	3	の	一部
同	同	同	2006	の	4	の	一部
同	同	同	2006	の	5	から	
同	同	同	2006	の	7	まで	
同	同	同	2006	の	9		
同	同	同	2006	の	10		
同	同	同	2006	の	11	の	一部
同	同	同	2007	の	1	から	
同	同	同	2007	の	9	まで	
同	同	同	2007	の	11		

同	同	同	2007	の	13		
同	同	同	2007	の	14		
同	同	同	2007	の	15	の	一部
同	同	同	2007	の	16		から
同	同	同	2007	の	20		まで
同	同	同	2008	の	1		から
同	同	同	2008	の	3		まで
同	同	同	2009	の	1		から
同	同	同	2009	の	5		まで
同	同	同	2010	の	1		から
同	同	同	2010	の	9		まで
同	同	同	2011	の	1		から
同	同	同	2011	の	4		まで
同	同	同	2012	の	1	の	一部
同	同	同	2012	の	2		
同	同	同	2012	の	3	の	一部
同	同	同	2013	の	1	の	一部
同	同	同	2013	の	2		
同	同	同	2013	の	3	の	一部
同	同	同	2013	の	6	の	一部
同	同	同	2013	の	7	の	一部
同	同	同	2014	の	6	の	一部
同	同	同	2017	の	5	の	一部
同	同	同	2017	の	6	の	一部
同	同	同	2018	の	1	の	一部
同	同	同	2018	の	5		
同	同	同	2018	の	6	の	一部
同	同	同	2018	の	7	の	一部

同	同	同	2018	の	8	の	一部
同	同	同	2019	の	2	の	一部
同	同	乙一ノ区	2029	の	2	の	一部
同	同	同	2030	の	2	の	一部
同	同	同	2030	の	5		
同	同	同	2030	の	9	の	一部
同	同	同	2030	の	10	の	一部
同	同	同	2031	の	1		
同	同	同	2031	の	3	の	一部
同	同	同	2031	の	4		
同	同	同	2031	の	6		から
同	同	同	2031	の	11		まで
同	同	同	2033	の	1		から
同	同	同	2033	の	3		まで
同	同	同	2034	の	1		から
同	同	同	2034	の	3		まで
同	同	同	2035	の	1		から
同	同	同	2035	の	12		まで
同	同	同	2036	の	2		から
同	同	同	2036	の	11		まで
同	同	同	2037	の	1		
同	同	同	2037	の	2		
同	同	同	2037	の	6		から
同	同	同	2037	の	18		まで
同	同	同	2037	の	20		
同	同	同	2037	の	21		
同	同	同	2037	の	23		から
同	同	同	2037	の	29		まで

同	同	同	2038	の	1	から
同	同	同	2038	の	21	まで
同	同	同	2038	の	25	
同	同	同	2038	の	28	から
同	同	同	2038	の	38	まで
同	同	同	2039	の	1	から
同	同	同	2039	の	22	まで
同	同	同	2040	の	1	から
同	同	同	2040	の	8	まで
同	同	同	2041	の	1	から
同	同	同	2041	の	4	まで
同	同	同	2042	の	2	
同	同	同	2042	の	3	
同	同	同	2043	の	1	
同	同	同	2043	の	2	
同	同	同	2043	の	4	から
同	同	同	2043	の	12	まで
同	同	同	2044	の	2	
同	同	同	2045	の	1	から
同	同	同	2045	の	10	まで
同	同	同	2046	の	2	から
同	同	同	2046	の	7	まで
同	同	同	2047	の	1	
同	同	同	2047	の	3	から
同	同	同	2047	の	9	まで
同	同	同	2047	の	11	から
同	同	同	2047	の	13	まで
同	同	同	2047	の	16	

同	同	同	2048	の	1	
同	同	同	2048	の	3	から
同	同	同	2048	の	5	まで
同	同	同	2048	の	7	から
同	同	同	2048	の	13	まで
同	同	同	2049	の	1	から
同	同	同	2049	の	7	まで
同	同	同	2050	の	2	から
同	同	同	2050	の	5	まで
同	同	同	2051	の	2	
同	同	同	2052			
同	同	同	2053	の	1	から
同	同	同	2053	の	6	まで
同	同	同	2054	の	2	から
同	同	同	2054	の	17	まで
同	同	同	2055	の	1	から
同	同	同	2055	の	8	まで
同	同	同	2056	の	1	から
同	同	同	2056	の	3	まで
同	同	同	2057	の	1	
同	同	同	2057	の	3	
同	同	同	2057	の	4	
同	同	同	2058	の	2	から
同	同	同	2058	の	9	まで
同	同	同	2059	の	1	から
同	同	同	2059	の	7	まで
同	同	同	2060	の	1	から
同	同	同	2060	の	4	まで

同	同	同	2061	の	1	から
同	同	同	2061	の	4	まで
同	同	同	2062	の	1	から
同	同	同	2062	の	3	まで
同	同	同	2063	の	1	から
同	同	同	2063	の	3	まで
同	同	同	2064	の	1	から
同	同	同	2064	の	16	まで
同	同	同	2065	の	1	から
同	同	同	2065	の	12	まで
同	同	同	2066	の	1	から
同	同	同	2066	の	11	まで
同	同	同	2067	の	1	から
同	同	同	2067	の	5	まで
同	同	同	2067	の	7	
同	同	同	2067	の	8	
同	同	同	2069	の	2	から
同	同	同	2069	の	4	まで
同	同	同	2070	の	1	
同	同	同	2070	の	2	
同	同	同	2071	の	1	から
同	同	同	2071	の	4	まで
同	同	同	2071	の	6	から
同	同	同	2071	の	8	まで
同	同	同	2071	の	12	から
同	同	同	2071	の	20	まで
同	同	同	2072	の	1	から
同	同	同	2072	の	23	まで

同	同	同	2073	の	1		から
			2073	の	9		まで
同	同	同	2074	の	1		から
			2074	の	8		まで
同	同	同	2075	の	1		から
			2075	の	4		まで
同	同	同	2076	の	1		
同	同	同	2076	の	2		
同	同	同	2077				
同	同	同	2078	の	1		
同	同	同	2078	の	3		
同	同	同	2078	の	4		
同	同	同	2080	の	1		
同	同	同	2080	の	4		
同	同	同	2080	の	10		から
			2080	の	20		まで
同	同	同	2084	の	2		
同	同	同	2084	の	11		
同	同	同	2085	の	2	の	一部
同	同	同	2085	の	5		
同	同	同	2093	の	4		
同	同	同	2104	の	2		
同	同	同	2104	の	3		
同	同	同	2105	の	2		
同	同	同	2106	の	2		
同	同	同	2113	の	2		
同	同	同	2114	の	2		
同	同	同	2115	の	2		

同	同	同	2 1 1 6	の	2		
同	同	同	2 1 1 7	の	2		
同	同	同	2 1 1 8	の	2		
同	同	乙二ノ区	2 1 5 1	の	2	の	一部
同	同	同	2 1 5 2	の	1		から
同	同	同	2 1 5 2	の	6		まで
同	同	同	2 1 5 2	の	7	の	一部
同	同	同	2 1 5 2	の	8		
同	同	同	2 1 5 3	の	1		から
同	同	同	2 1 5 3	の	3		まで
同	同	同	2 1 5 4	の	1		から
同	同	同	2 1 5 4	の	6		まで
同	同	同	2 1 5 5	の	1	の	一部
同	同	同	2 1 5 5	の	2		
同	同	同	2 1 5 5	の	3	の	一部
同	同	同	2 1 5 5	の	4	の	一部
同	同	同	2 1 5 5	の	5		
同	同	同	2 1 5 6			の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	5	の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	6		
同	同	同	2 1 5 8	の	9	の	一部
同	同	同	2 1 5 8	の	1 1	の	一部
同	同	同	2 1 5 9	の	2	の	一部
同	同	同	2 1 5 9	の	3		から
同	同	同	2 1 5 9	の	5		まで
同	同	同	2 1 5 9	の	6	の	一部
同	同	同	2 1 5 9	の	8		から
同	同	同	2 1 5 9	の	1 0		まで

同	同	同	2159	の	11	の	一部
同	同	同	2159	の	12		
同	同	同	2160	の	1		から
同	同	同	2160	の	3		まで
同	同	同	2161	の	1		
同	同	同	2161	の	2		
同	同	同	2162				
同	同	同	2162	の	2		
同	同	同	2163	の	1		から
同	同	同	2163	の	5		まで
同	同	同	2164	の	1		
同	同	同	2164	の	2		
同	同	同	2165	の	1		から
同	同	同	2165	の	3		まで
同	同	同	2166	の	1		から
同	同	同	2166	の	9		まで
同	同	同	2167	の	1		から
同	同	同	2167	の	19		まで
同	同	同	2168	の	1	の	一部
同	同	同	2168	の	3		
同	同	同	2168	の	4	の	一部
同	同	同	2168	の	5		
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部							
渋谷六丁目	福田	甲八ノ区	2004	の	2	の	一部
同	同	同	2004	の	12	の	一部
同	同	同	2006	の	2	の	一部
同	同	同	2006	の	3	の	一部
同	同	同	2006	の	4	の	一部

同	同	同	2006	の	11	の	一部
同	同	同	2007	の	15	の	一部
同	同	同	2016	の	2	の	一部
同	同	同	2018	の	1	の	一部
同	同	同	2018	の	6	の	一部
同	同	同	2018	の	7	の	一部
同	同	同	2018	の	8	の	一部
同	同	同	2019	の	2	の	一部
同	同	同	2019	の	5		
同	同	同	2020	の	1	の	一部
同	同	同	2020	の	2	の	一部
同	同	同	2020	の	3		
同	同	同	2020	の	4		
同	同	同	2020	の	6	の	一部
同	同	同	2020	の	7		
同	同	同	2020	の	9	の	一部
同	同	同	2020	の	10	の	一部
同	同	同	2020	の	11	の	一部
同	同	同	2020	の	17	の	一部
同	同	同	2020	の	19	の	一部
同	同	同	2020	の	20		から
同	同	同	2020	の	24		まで
同	同	同	2020	の	25	の	一部
同	同	同	2020	の	26	の	一部
同	同	同	2020	の	28		
同	同	同	2020	の	30		
同	同	同	2020	の	31	の	一部
同	同	同	2020	の	32	の	一部

同	同	同	2020	の	33	の	一部
同	同	同	2020	の	34		から
同	同	同	2020	の	37		まで
同	同	同	2020	の	38	の	一部
同	同	乙一ノ区	2026	の	1		
同	同	同	2026	の	2		
同	同	同	2026	の	3	の	一部
同	同	同	2026	の	5	の	一部
同	同	同	2026	の	6	の	一部
同	同	同	2026	の	8	の	一部
同	同	同	2026	の	10	の	一部
同	同	同	2027				
同	同	同	2028	の	1		から
同	同	同	2028	の	36		まで
同	同	同	2029	の	1		
同	同	同	2029	の	2	の	一部
同	同	同	2029	の	3		から
同	同	同	2029	の	6		まで
同	同	同	2029	の	9		
同	同	同	2029	の	10		
同	同	同	2029	の	12		から
同	同	同	2029	の	31		まで
同	同	同	2029	の	33		から
同	同	同	2029	の	44		まで
同	同	同	2030	の	2	の	一部
同	同	同	2030	の	4		
同	同	同	2030	の	6		から
同	同	同	2030	の	8		まで

同	同	同	2030	の	9	の	一部
同	同	同	2030	の	10	の	一部
同	同	同	2031	の	2		
同	同	同	2031	の	3	の	一部
同	同	同	2032	の	1		
同	同	同	2032	の	3		
同	同	同	2032	の	5		から
同	同	同	2032	の	7		まで
同	同	同	2079	の	1		
同	同	同	2079	の	3		から
同	同	同	2079	の	11		まで
同	同	同	2080	の	2		
同	同	同	2080	の	5		から
同	同	同	2080	の	9		まで
同	同	同	2081	の	1		から
同	同	同	2081	の	7		まで
同	同	同	2082	の	1		
同	同	同	2082	の	3		から
同	同	同	2082	の	12		まで
同	同	同	2083				
同	同	同	2084	の	1		
同	同	同	2084	の	4		から
同	同	同	2084	の	10		まで
同	同	同	2084	の	12		
同	同	同	2084	の	13		
同	同	同	2085	の	1		
同	同	同	2085	の	2	の	一部

同	同	同	2085	の	6		から
同	同	同	2085	の	13		まで
同	同	同	2086	の	1		
同	同	同	2086	の	4		から
同	同	同	2086	の	16		まで
同	同	同	2087	の	4		
同	同	同	2087	の	5		
同	同	同	2088	の	2		
同	同	同	2089	の	1		から
同	同	同	2089	の	4		まで
同	同	同	2090	の	3		
同	同	同	2090	の	4		
同	同	同	2092	の	3		
同	下和田	上ノ原	1177	の	1	の	一部
同	同	同	1179			の	一部
同	同	同	1180	の	1		
同	同	同	1180	の	2		
同	同	同	1181			の	一部
同	同	同	1182	の	1		
同	同	同	1182	の	3		
同	同	同	1182	の	4	の	一部
同	同	同	1182	の	6		
同	同	同	1182	の	7		
同	同	同	1182	の	8	の	一部
同	同	同	1183	の	1		から
同	同	同	1183	の	3		まで
同	同	同	1184	の	1		
同	同	同	1184	の	2		

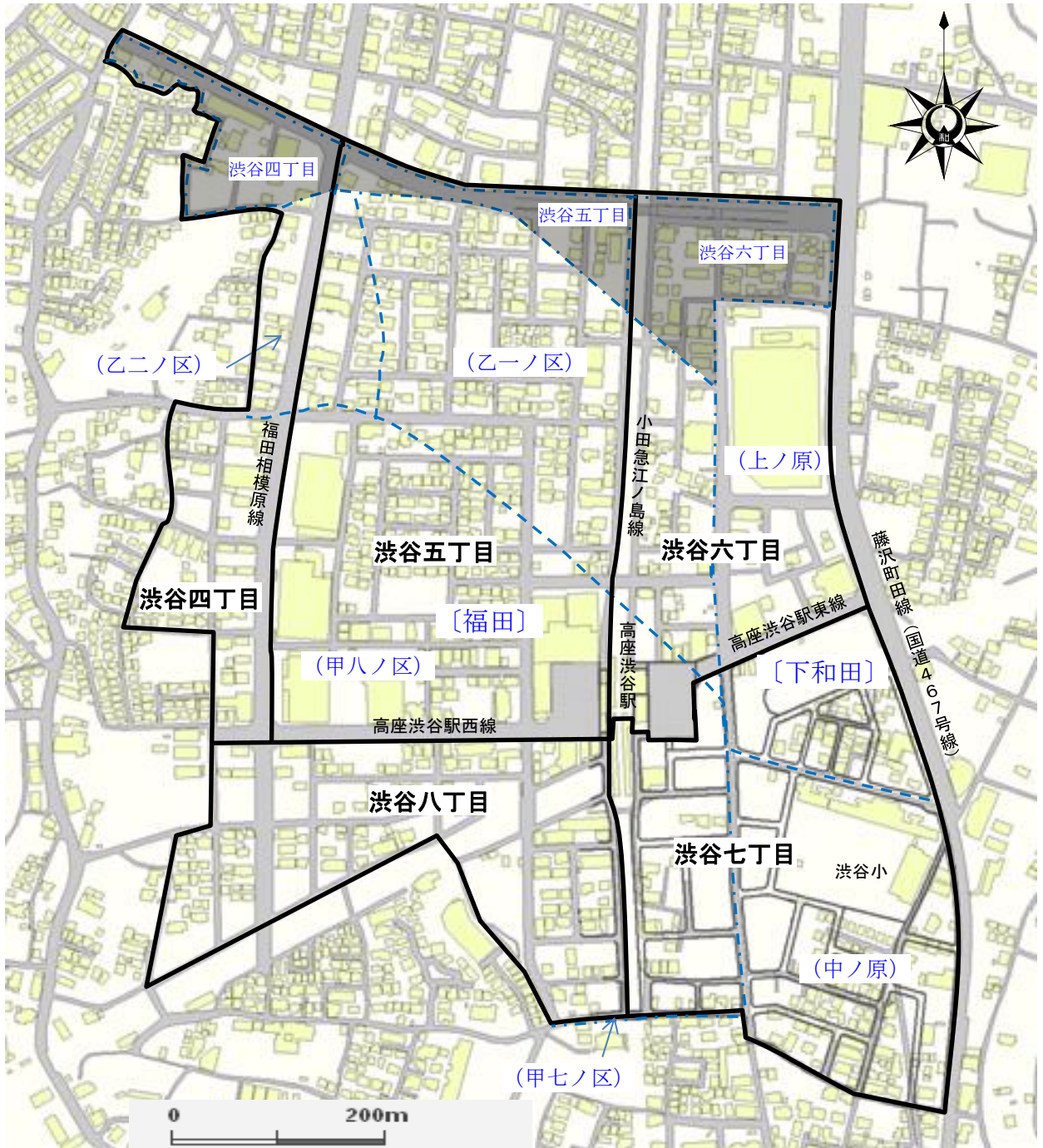
同	同	同	1184	の	5		
同	同	同	1184	の	6		
同	同	同	1185	の	2	から	
同	同	同	1185	の	4	まで	
同	同	同	1186	の	1	から	
同	同	同	1186	の	3	まで	
同	同	同	1187	の	1		
同	同	同	1187	の	2		
同	同	同	1187	の	4	から	
同	同	同	1187	の	6	まで	
同	同	同	1188	の	1		
同	同	同	1188	の	3	から	
同	同	同	1188	の	9	まで	
同	同	同	1189	の	1		
同	同	同	1189	の	2	の	一部
同	同	同	1189	の	3		
同	同	同	1189	の	4	の	一部
同	同	同	1189	の	5	の	一部
同	同	同	1189	の	6		から
同	同	同	1189	の	11		まで
同	同	同	1190	の	1	の	一部
同	同	同	1190	の	5		
同	同	同	1190	の	6		
同	同	同	1191	の	1		
同	同	同	1192				
同	同	同	1193	の	1		
同	同	同	1194	の	1	から	
同	同	同	1194	の	5	まで	

同	同	同	1 1 9 5	の	1	から
同	同	同	1 1 9 5	の	3	まで
同	同	同	1 1 9 6	の	1	
同	同	同	1 1 9 6	の	2	
同	同	同	1 1 9 7			
同	同	同	1 1 9 8	の	1	から
同	同	同	1 1 9 8	の	3	まで
同	同	同	1 1 9 9			
同	同	同	1 2 0 0	の	1	
同	同	同	1 2 0 1	の	1	
同	同	同	1 2 0 2			
同	同	同	1 2 0 3			
同	同	同	1 2 0 4	の	1	
同	同	同	1 2 0 4	の	2	
同	同	同	1 2 0 5			
同	同	同	1 2 0 6	の	1	
同	同	同	1 2 0 6	の	2	
同	同	同	1 2 0 7	の	1	
同	同	同	1 2 0 7	の	2	
同	同	同	1 2 0 8			から
同	同	同	1 2 1 1			まで
同	同	同	1 2 1 2	の	1	
同	同	同	1 2 1 2	の	3	から
同	同	同	1 2 1 2	の	5	まで
同	同	同	1 2 1 3	の	1	
同	同	同	1 2 1 6	の	1	
同	同	同	1 2 1 6	の	4	から
同	同	同	1 2 1 6	の	7	まで

同	同	同	1 2 2 1 の 2
同	同	同	1 2 2 2 の 2
同	これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部		

備考 上記の土地の表示は、平成28年6月2日現在の土地登記簿によるものである。

町界町名設定図



新町界に包含される区域

- 渋谷四丁目 福田字甲八ノ区、福田字乙二ノ区の各一部
- 渋谷五丁目 福田字甲八ノ区、福田字乙一ノ区、福田字乙二ノ区の各一部
- 渋谷六丁目 福田字甲八ノ区、福田字乙一ノ区、下和田字上ノ原の各一部
- 渋谷七丁目 福田字甲八ノ区、福田字乙一ノ区、下和田字上ノ原、下和田字中ノ原の各一部
- 渋谷八丁目 福田字甲七ノ区、福田字甲八ノ区の各一部

凡 例	
	新町界
	旧大字界・旧町界
	旧小字界
	既存の渋谷四丁目～六丁目 (設定済)

議案第101号

工事請負契約の締結について

市立渋谷小学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市深見3919番地8
橋本電気工事株式会社
代表取締役 橋本吉宣
- 3 契約金額 169,236,000円
- 4 工事場所 大和市下和田929番地
大和市立渋谷小学校

平成28年11月24日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立渋谷小学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）を施工したい必要による。

議案第102号

工事請負契約の締結について

図書館施設改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市南区花之木町二丁目26番地
馬淵建設株式会社
代表取締役 馬 淵 圭 雄
- 3 契約金額 196,106,400円
- 4 工事場所 大和市深見西一丁目2番17号

平成28年11月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

図書館施設改修工事（建築）を施工したい必要による。

議案第103号

工事請負契約の締結について

生涯学習センター本館・ホール棟解体工事について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 小田原市新屋82番地の1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦秀敏
- 3 契約金額 166,752,000円
- 4 工事場所 大和市深見西一丁目3番17号

平成28年11月24日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

生涯学習センター本館・ホール棟解体工事を施工したい必要による。